

# 務 税 だより



## 税に関する手続きのお知らせ

### ▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

### 購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局

小牧自動車検査登録事務所

## 家屋調査にご協力を

令和3年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和4年度から固定資産税が課税されるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問していただきます。

調査時には、家の中に入らせていただきます。図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

### 問合せ先 税務課

☎95-11113



## 高齢者と障がい者の総合相談窓口

# 大口町地域包括支援センター便り



## 地域で支え合いの輪を広げよう

地域における日常の交流は、支え合い活動の基盤となっています。近所の方との会話やお茶のみ会は、ちょっとした見守り活動につながっています。サロンなどの地域活動やボランティア活動は交流の場や自分自身の健康維持にもなります。このような関係は、「お互いさま」として支え合う関係といえます。

しかし、長引くコロナ禍の影響により、地域活動の中止、外出自粛で「フレイル」や「社会的孤立」に陥ることが心配されています。

※「フレイル」…加齢により心身ともに虚弱し、介護が必要になる一歩手前の状態。

※「社会的孤立」…家族や友人・知人との交流が保たれず孤立した状態。

新しいかたちでの支え合いの輪を広げ、「コロナに負けず、いつまでも元気に暮らしましょう！」

### 新しい支え合いの輪とは

▽お互いの安心・安全を見守る

家族や友人同士で、日々の体調確認をおこなうなど

▽直接交流しなくてもできる支え合いの方法をみつける  
電話、手紙、オンラインでの交流など

▽感染予防を工夫した集いの場をつくる  
三密を避けるなど対策をおこなない、地域活動などへ参加する

大口町では、感染予防対策を実施した上、さまざまな地域活動、ボランティア活動などおこなっています（コロナ禍の影響で一部中止となっている場合があります）。

フレイルや社会的孤立を予防するために、できることから始めてみませんか？  
興味のある方は、大口町地域包括支援センターまで、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 大口町地域包括支援センター

☎94-2227

